

データを活用したしあわせ信州創造プラン 3.0 現状分析 委託業務仕様書（案）

本仕様書は、長野県企画振興部総合政策課（以下「委託者」という。）が実施する「データを活用したしあわせ信州創造プラン 3.0 現状分析 委託業務」を事業者（以下「受託者」という。）へ委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

データを活用したしあわせ信州創造プラン 3.0 現状分析 委託業務

2 目的

しあわせ信州創造プラン 3.0（以下「プラン 3.0」という。）で掲げた「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という「基本目標」に対する現在地を確認するとともに、データに基づいた政策形成を行うため、長野県を取り巻く状況及び 40 の「主要目標」及び 128 の「達成目標」の現状や連関を分析・整理する。

3 業務内容

（1）長野県を取り巻く状況の分析・整理

政府や公的機関の報告書等の文献調査を実施し、関連するデータを収集・整理することにより、長野県を取り巻く外部環境について、世界的・全国的な視点で調査・分析を行い、本県にとっての「機会」と「脅威」を把握。

（2）長野県の現状の分析・整理

プラン 3.0 の「達成目標」に掲げた項目を中心に経年変化や他県比較など、客観的指標・統計データによる分析を実施し、政策分野ごとに体系化した上で、長野県の持つ「強み」と「弱み」を把握。

（3）プラン 3.0 の「達成目標」に係る連関等の分析・整理

①プラン 3.0 で掲げている「達成目標」等を体系化した上で、ロジックモデルとして分析・整理。（ロジックモデルを分析・整理する上で、必ずしもすべての「達成目標」を網羅する必要はない。また、「達成目標」に掲げていない項目であっても、因果関係の特定に不可欠と判断される関連指標等は追加すること。）

②ロジックモデル上には、「達成目標」等の関係性について、相関係数等を用いるなど、その成立根拠を示すデータや視点を提示。

③ロジックモデルの分析・整理にあたっては、ウェルビーイングに資する主観指標（「県民の生活満足度」等）を必要に応じて整理・活用し、客観指標と合わせて総合的に分析・整理。

（4）その他

本業務の遂行にあたり、必要と判断される追加データ、分析項目、関連指標等については、委託者と協議の上、柔軟に追加・整理を行うこと。

4 スケジュール

R8									R9		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約	→				中間報告①	中間報告①を受けた修正指示		中間報告②	中間報告②を受けた修正指示		最終報告

5 打合せ

受託者は、委託者と月1回程度(オンライン形式を含む)の進捗確認・意見交換の打合せを実施すること。
また、委託者が必要と認める場合は、柔軟に打合せに応じること。

6 成果物

- (1) 「3 業務内容」で示した事項に係る公表ベースの中間とりまとめデータ(9月末まで)
- (2) 「3 業務内容」で示した事項に係る公表ベースの最終とりまとめデータ(3月末まで)
- (3) 業務完了報告書
- (4) 業務過程で収集した基礎データ

7 留意事項

(1) 再委託

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。本業務の一部を再委託するときは、委託者の承認を得ること。

(2) 著作権

ア 受託者が本仕様書に基づいて作成したすべての制作物の著作権は長野県に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。

イ 本業務制作物等にかかる権利は、受託者が従来権利を有していたものを除き、長野県に帰属する。また別途肖像権や著作権の費用や手続がなくとも、長野県が加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合を除き、受託者は留保される権利について、長野県に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

(3) 守秘義務

ア 委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。

イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

ウ 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 業務実施上の条件

委託契約金額には、交通費、通信費、事務消耗品等、業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。